

令和6年能登半島地震による罹災世帯の学生に対する各種支援プログラムについて

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災された皆様

このたびの令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる災害救助法が、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に適用されました。被災されたすべての皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と安心が一日でも早く確保されますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、本学では、在学生のご家族が「災害救助法適用地域」に居住され被災された方、学費等納付者が「災害救助法適用地域」に単身赴任又は出張等で重度の被災（死亡・行方不明・重傷）を受けた結果、経済的に修学が困難な状況と認められた方に対し、被災状況等により学費等納付金を減免する支援制度や給付・貸与型の奨学金制度等を設けております。国および日本学生支援機構の支援プログラムと併せてご案内いたします。

つきましては、減免申請等を希望される方は、添付ファイルの要領に従って申請してください。

末筆ではございますが、被災された保護者・ご家族の皆様の一日も早いご復興をお祈り申し上げます。

東海大学

学長 松前 義昭

令和6年能登半島地震に伴う災害による被災学生に対する各種支援プログラム

- A. 高等教育の修学支援新制度 家計急変採用【給付】
 - ①授業料減免（支援内容は所得に応じ対応）
 - ②給付奨学金（支援内容は所得に応じ対応）
- B. 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」【給付】
- C. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用【貸与】
 - ①緊急採用（無利子）
 - ②応急採用（有利子）
- D. 学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援【給付】
 - ①学費等納付金免除
 - ②東海大学後援会奨学金【給付】
 - ③東海大学学生安全会見舞金制度【給付】
- E. 東海大学応急奨学金【貸与】

※ 支援内容の詳細、対象要件、申請方法、問い合わせ先につきましてはP2～P9を参照ください。

以上

令和6年能登半島地震による罹災世帯の学生に対する各種支援プログラムについて

A. 高等教育の修学支援新制度 家計急変採用【給付】

(1) 支援内容

「授業料減免」および「給付奨学金」の支援を行います。所得に応じて（下記（3）採用要件 2）収入要件を参照）、支援額は次の3区分に分かれます。

区分	授業料減免（年額）	給付奨学金（日本学生支援機構より給付）	
		自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）
第Ⅰ区分	上限 700,000 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の金額の3分の2の額		
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の金額の3分の1の額		

※年度内に区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更または廃止となる可能性があります。

(2) 対象

生計維持者が次のいずれかに該当し、家計急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合、事由が発生後3か月以内であれば家計急変採用の対象として出願可能です。

（すでに本制度に採用となっている場合は、重複して支援を受けることは出来ません。）

- 1) 生計維持者の一方（または両方）が死亡
- 2) 生計維持者の一方（または両方）が事故または病気により、半年以上、就労が困難
- 3) 生計維持者の一方（または両方）が失職（非自発的な場合に限る）
- 4) 震災・火災・風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記1)～3)のいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（または両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- 5) 家庭内暴力からの避難等に該当

(3) 採用要件

1) 学力要件

≪1年次生≫ 以下のいずれかに該当する者

- a) 高校の評定平均値が3.5以上であること
- b) 将来、社会で自立し活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

≪2年次生以上≫ 以下のいずれかに該当する者

- a) 所属学科における上位1/2位以内であること
- b) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し活躍する目標を持って学習する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

2) 収入要件（目安）

収入基準は収入・所得に基づく課税基準額等により設定されているため、世帯構成や各種保険料の支払い状況等によって異なりますが、家計急変後から推計する年間所得の見込額の目安は下表のとおりです。

世帯人数	給与所得方の世帯			給与所得方以外の世帯		
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
4人	295万円	395万円	461万円	196万円	277万円	348万円

「収入基準」については、[「進学資金シミュレーター」](#)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安を確認できますので、是非ご利用ください。

3) 資産要件

申込日時点のあなたと生計維持者（2人）の資産額の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が1人のときは 1,250 万円未満）であること。

4) 高校卒業から入学までの期間の要件

高校を卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年経過していない者

(4) 申請時期

随時、受付を実施しておりますが、下記1)または2)を満たしている必要があります。

- 1) 家計急変事由発生日から3か月以内に学校の申込みが必要
- 2) 新入生については、入学前々年の1月(入学の27か月前)以降に家計急変した学生等の場合、入学月から3か月以内(2023年4月入学者は2023年6月末日まで)の申込みが必要

(5) 申請方法

各キャンパスの担当部署にお問い合わせください。(【お問い合わせ先】参照)

概要の詳細については、[「日本学生支援機構HP」](#)または[「本学オフィシャルサイト」](#)をご確認ください。

B. 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」 【給付】

(1) 支給額

10万円

(2) 対象 以下の条件を全て満たす方

- ・自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没および半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方
- ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがある方

(3) 申請方法

提出書類：日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 災害支援金」申請書、罹災証明書、振込み口座の通帳等のコピー

提出期限：**2024年7月12日（金）**

提出先：各キャンパスの担当部署（【お問い合わせ先】参照）

詳細については、「[日本学生支援機構 HP](#)」をご確認ください。

C. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用 【貸与】

(1) 貸与金額・貸与期間

①緊急採用（第一種に相当／無利子）

a) 貸与月額：

自宅通学者：20,000 円、30,000 円、40,000 円、※54,000 円

自宅外通学者：20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、※54,000 円、※64,000 円

から選択可能

※申込時の家計が併用貸与の家計基準に該当する場合のみ選択可能です。

b) 貸与期間：原則として、事由発生月以降で希望する月から 2024 年 3 月分まで。

ただし、経済状況に好転が見られない場合、審査により継続が可能

②応急採用（第二種に相当／有利子）

a) 貸与月額：2～12 万円の中から、申込者が希望する金額（1 万円単位）

b) 貸与期間：2023 年 4 月以降から標準修業年限が終了するまで（卒業予定期まで）。

(2) 対象

生計維持者が次のいずれかに該当し、家計急変した場合、その事由が発生してから 12 か月以内であれば、緊急採用・応急採用の対象として、出願可能です。

（緊急採用は第一種奨学金、応急採用は第二種奨学金に相当するため、すでに同一種別の奨学金に採用されている場合は、重複して貸与することは出来ません。）

1) 生計維持者の一方（または両方）の失職、退職、休職など

2) 生計維持者の一方（または両方）の破産

3) 生計維持者の一方（または両方）の病気

4) 生計維持者の一方（または両方）の離別

5) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合

6) 新型コロナウイルス感染症の影響によるもの

(3) 採用基準

1) 学力基準

①緊急採用（第一種に相当／無利子）および②応急採用（第二種に相当／有利子）

a) 大学等における学業成績が、平均水準以上であると学校長が認める者

b) 特定の分野において特に優れた資質・能力を有すると学校長が認める者

c) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みであると学校長が認める者

d) その他特別の理由により、緊急採用の対象にすることが必要と学校長が認める者

2) 家計基準

①上記（2）1）～5）のいずれかに該当し、家計急変の事由が生じることによって、その後1年間の家計が日本学生支援機構の定める[収入基準額](#)の範囲内になることが確実である方

②家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、または年間の収入額が著しく減少した場合で学校長が必要と認める方

③その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と学校長が特に認める方

(4) 申請時期

随時、受付を実施しておりますが、家計急変事由が発生した月の翌月かを起点として12か月以内に申込み必要

(5) 申請方法

各キャンパスの担当部署にお問い合わせください。(【お問い合わせ先】参照)
概要の詳細については、[「日本学生支援機構 HP」](#)をご確認ください。

D. 学校法人東海大学大規模自然災害等被災学生支援【給付】

(1) 支援種別

1) 学費等納付金減免

2023年度秋学期、2024年度春学期の学費等納付金から、被害状況により、1年間あるいは半年間分を免除いたします。

また、「高等教育の修学支援新制度」採用者については、修学支援新制度で授業料減免となった学費等納付金額を本制度の減免対象額といたします。

① 大学院全研究科、全学部（医学部医学科を除く）：授業料、教育運営費、施設設備費

② 医学部医学科：教育充実費

2) 東海大学後援会奨学金【給付】

東海大学後援会では、家庭が不測の事態（火災、風水害、震災等）に遭遇し、家計が急変し、修学が困難になった場合に一時金として5万円または10万円を給付いたします。

3) 東海大学学生安全会見舞金制度【給付】

東海大学学生安全会では救済が必要と判断された学生に対して見舞金を給付いたします。
ただし、「東海大学学生安全会」に加入済みの者のみを対象とします。

(2) 対象者

次のいずれかに該当する方

- 1) 原則として、2023年度在学生の家族が「災害救助法適用地域」に在住し、被災された方
- 2) 原則として、学費等納付者が、「災害救助法適用地域」に単身赴任または出張等で重度の被災（死亡、行方不明、重傷）を受けた方

(3) 対象となる被害内容

次のいずれかに該当する場合

- 1) 家屋全壊・全焼、半壊・半焼、流失・浸水
- 2) 学費等納付者の死亡・行者不明または重傷による入院等
- 3) 自営業の維持および再開の見通しが立たない場合
- 4) 学費等納付者の会社が倒産または失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- 5) 家屋等破壊により生活に困窮を来している場合

(4) 申請方法

- 1) 提出書類：東海大学被災者学費等納付金減免申請書（兼 東海大学後援会奨学金・東海大学学生安全会見舞金申請書）
- 2) 必要書類：罹災証明書、所得証明書・給与明細・離職票・退職証明書等の収入に関する書類、写真等被害状況の判るもの
- 3) 提出期限：2024年7月12日（金）

4) 提出先：各キャンパスの担当部署（【お問い合わせ先】参照）

(5) 減免制度等の適用について

減免制度等の適用は、審査により決定いたしますので、被災状況によっては減免の適用を受けられない場合があります。なお、審査結果については、文書にてお知らせいたします。

E. 東海大学応急奨学金【貸与】

(1) 貸与金額：学費相当額とし、上限 60 万円を学費減免の形で貸与いたします。

(2) 貸与期間：原則として当該学期のみですが、次学期に限り再申請可能です。

(3) 資格：天災や人災により家屋が被災あるいは生計維持者の死亡、失職、入院等のために家計が急変し、学費の納入が困難になった本学の 5 セメスター以上の学生（医学部医学科は 5 年次以上）で、学業、人物ともに優れ、最短修業年限で卒業（修了）できる見込みの者。
また、日本学生支援機構奨学金の貸与を最大限受けている者。

(4) 必要書類：願書・家計急変事由を証明する必要書類

※ 申請を希望する方は、以下の各キャンパス担当部署に事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

キャンパス名	カレッジオフィス名	連絡先アドレス	電話番号
湘南	ヒューマンソサエティ カレッジオフィス 奨学金係	hsco-shiens@tsc.u-tokai.ac.jp	0463-63-4201（直通）
	ウェルビーイングカレッジ オフィス 奨学金係	wbco-scholarship@tsc.u-tokai.ac.jp	0463-63-4350（直通）
	グローバルシチズンカレッジ オフィス 奨学金係	gcco-scholar@tsc.u-tokai.ac.jp	0463-63-4370（直通）
	サイエンス・エンジニアリ ングカレッジオフィス 奨学金係	seco-scholarship@tsc.u-tokai.ac.jp	0463-63-4210（直通）
渋谷	グローバルシチズンカレッジ (渋谷) オフィス 奨学金係	gccos@tsc.u-tokai.ac.jp	03-3467-2211（代表）
品川	グローバルシチズンカレッジ (品川) オフィス 奨学金係	t-gakusei@tsc.u-tokai.ac.jp	03-5475-7179（直通）

伊勢原	メディカルサイエンス カレッジオフィス 教学ユニット (3号館1階)	igakusei@ml.u-tokai.ac.jp	0463-93-1121 (代表)
静岡	スルガベイカレッジ 静岡オフィス 奨学金係	s_gaku@tsc.u-tokai.ac.jp	054-334-0411 (代表)
熊本 ・ 阿蘇くまもと 臨空	フェニックスカレッジ 熊本オフィス 奨学金係	kuma-tokaischolarship@tsc.u- tokai.ac.jp	096-386-2625 (直通)
札幌	ウチムラカンゾウカレッジ 札幌オフィス 奨学金係	gt-sap@tsc.u-tokai.ac.jp	011-571-1992 (直通)

以上

(表)

東海大学 被災者学費等納付金減免申請書
(兼 東海大学後援会奨学金・東海大学学生会見舞金申請書)

(在学生用)

フリガナ		性 別	学生証番号	
氏 名		男・女	学部・学科 (研究科・専攻)	学部 (研究科)
生年月日	年 月 日生			学科 (専 攻)
本人 現住所	Tel - -			
家族 現住所	持家・借家・社宅・その他 Tel - -			
保護者 職業		勤務先		
被災場所 (被災住所)				
学費等納付金の減免を申請するに至った被災の程度や予想される収入減について出来るだけ具体的にご記入ください。				
1. 被災の状況について				
2. 収入の減少あるいは支出の増大について				
添付書類 (提出書類)	罹災証明書 (有・無) その他状況がわかるもの()			
上記のとおり記載事項に相違ありません。 つきましては、学費等納付金の減免を申請いたします。				
年 月 日				
学校法人東海大学 理事長 松前義昭 殿				
学 生 氏 名: (自書・押印) 印				
保 証 人 氏 名: (自書・押印) 印				

振込口座について

東海大学後援会奨学金および学生安全会見舞金(加入者のみ)の給付等で利用させていただくことがありますので、保護者の口座情報をご記入ください。

金融機関名			銀行 信用金庫
支店名			支店
口座番号	普通口座 (総合)		
フリガナ			
口座名義人			

お願い: 口座番号をご記入の際は、お間違えのないようご注意ください。

以下、大学記入欄

面談日:		年	月	日	面談者:	

採用の可否について					
①減免種別	:	第1種	・ 第2種	・ 不採用	
②後援会奨学金	:	10万円	・ 5万円	・ 不採用	
②安全会見舞金	:	採用	(万円)	・ 不採用	